

## 2023年3月11日シンポジウム

「こども家庭庁への期待—児童虐待対応の縦割りの解消と子どもを性犯罪から守る法律の整備を求めて」資料

### こども家庭庁への期待

本日のテーマ(総論)

現代—子ども受難の時代

○核家族化・シングル家庭化の進展、地域社会の連帯意識の希薄化、マンションの増加、商店街の消滅等により、子どもが昔のように大家族の中で、ご近所で守られなくなり、密室化した家庭内での子どもへの虐待増は不可避

○子どもを性的対象として容認する風潮が欧米に比し強く、子どもを性犯罪から守る法制度がほとんどない上、インターネット・SNSの普及により子どもが性犯罪に遭う機会が増大

⇒有効な子どもへの虐待・性犯罪防止対策と被害を受けた子どもへの支援策が必要  
「こども家庭庁」設立がチャンス

### ○子ども虐待

(現状)縦割りの対応により救えるはずの子どもの命が救えない事件の多発

⇒関係機関が連携しベストの取組で子どもを守る態勢の整備—Working Together(関係機関が連携して頑張ろう)—が必要

### ○子どもに対する性犯罪

(現状)必要かつ有効な法制度がほとんどなく、子どもが危険にさらされたまま。

⇒欧米並みの有効な法制度を整備し、子どもを性犯罪から守ることが必要

### ○被害児童への支援

(現状)虐待、性犯罪の被害児童が受ける心の傷(トラウマ)に対する専門的な治療、カウンセリングが受けることが十分でない

⇒地域ごとに、児童相談所、警察、児童養護施設、専門医等が連携して、被害児童が必要な治療を受けることができる態勢の整備が必要

関係省庁の縦割りを排することを主要な目的として、こども家庭庁が設立されることを機に、同庁が内閣の司令塔として、上記の3つのテーマに取り組むことが必要として、本シンポジウムを開催するもの

## テーマ1 縦割りを排し、ベストの取組で子どもを虐待から守る態勢の整備を

### 1 子ども虐待の現状と対応の問題点

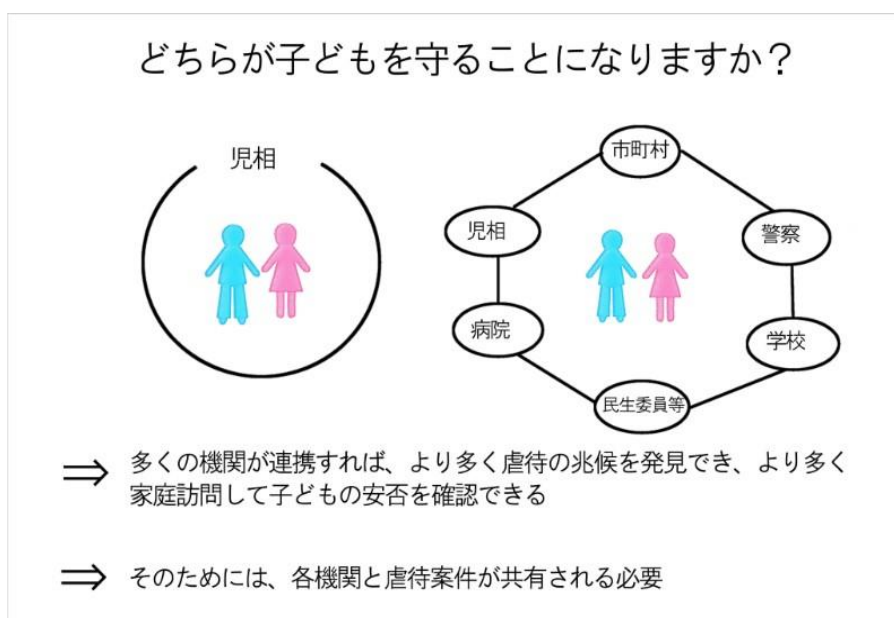
虐待の通報は年々増加を続け、住民等からの警察への通報は103,104件、児童相談所(児相)へは(警察からの通報を除く)104,555件(令和3年度)。住民からの通報は圧倒的に警察に寄せられ、児相には学校・病院等公的機関からが多い

虐待死させられる子どもの数は年間60~100人との統計(日本小児科学会によると実際には3.5倍に上る)。

(主な問題点)

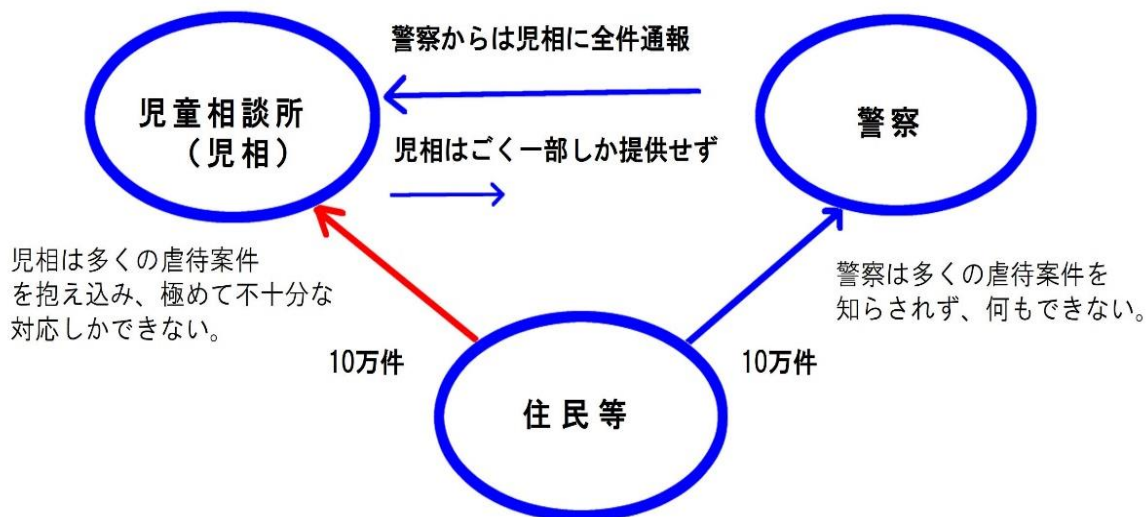
- 児童相談所、市町村、警察が把握しながら、虐待死に至らしめる事件の多発
- 児童相談所が虐待を知りながら一時保護せず、あるいは一時保護を解除して子どもが虐待死される事案の多発
- 被虐待児の治療・精神的ケアが不十分
- 18歳を超えた被虐待児への支援が不十分

関係機関が関与しながら救えるはずであった命が救えないという事件の多くは、児相や市町村が通報を受けながら警察に案件を知らせず、あるいは案件は知らせてもその後の状況を共有せず、閉鎖的な対応の結果起こった事件。「縦割り」が事件を防げなかった原因であり、縦割り対応を解消すればこれらの事件を大きく減らすことができることから、シンクキッズでは、2015年から児童相談所、市町村と警察がすべての虐待案件を共有し、連携して活動する態勢の整備を求める要望活動を実施。



## 2 虐待対応の縦割りの現状

(従来の対応)



児相に通報した心ある方は、こんな対応しているとは予想していないのではないかと？  
児相に通報すると案件を抱え込まれると知れば、より多くの人が警察に通報するのではないかと？

—児童相談所が警察に知らせず、あるいはその後の状況を知らせないまま、虐待死に至る事件の多発—

(東京都)

- ・事件1 東京都目黒区結愛ちゃん虐待死事件(2018年)

児相が親から面会拒否され、そのまま家庭訪問も警察に連絡もせず放置。1月後虐待死。児相は「親との信頼関係が重要」と釈明

- ・事件2 東京都足立区ウサギ用ケージ監禁玲空斗ちゃん虐待死事件(2014年逮捕)

児相が11回家庭訪問するも2回しか会えないのに、警察に連絡せず放置。住民から姿が見えないと通報がありようやく警察に連絡。警察の捜査で1年前に虐待死させられていたことが判明。児相は「虐待を疑う情報がなかった」と釈明。

- ・事件3 東京都葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件(2014年逮捕)

児相が関与していたが、警察に知らせないまま110番が入り、警察官が家庭訪問したが親から「夫婦喧嘩」と騙され、傷に気づかずそのまま帰ってしまい、5日後に虐待死。体に40か所のあざがあった。児相から事前に情報提供を受けていれば、警察官は体を慎重に調べ、緊急に保護できた。児相は「親は子煩悩で虐待は考えなかった」と釈明

(千葉県)

- ・事件4 千葉県野田市心愛さん虐待死事件(2019年)

女兒が父親から「グーで頭を10回くらい殴られる、頭、背中、首をけられた、今も頭が痛い」と学校に訴え、児相に通報。悪質な暴力事案であるにもかかわらず児相は警察に連絡せず。一時保護するも父親に強く迫られ家に戻す。女兒が冬休み明け長期間登校しなかったにもかかわらず、「沖縄の親戚の家に行っている」との父親の嘘を真に受け、家庭訪問も警察に連絡もせず放置し、虐待死

・事件 5 千葉県市原市賢大ちゃん虐待死事件(2014 年)

当時 2 カ月の男児の腕が骨折、児相は一時保護したが、医師から「虐待の可能性が高い」と連絡を受けながら、親が否定したことから、虐待ではないとして警察に連絡せず。一時保護を解除し、家に戻し、その 1 カ月後に殴り殺される

・事件 6 千葉県松戸市美咲ちゃん虐待死事件(2010 年)

警察から虐待通告を受け、児相が母親と交際相手から事情を聞いた際、女兒に頭に傷があったが、「台所でぶつけた」「虐待していない」と言われ、虐待でないと判断。その後家庭訪問し、新たに頭の傷があったが「階段で転んだ、虐待していない」と言われ、虐待でないと判断。警察に連絡せず、一時保護もせず、その 5 日後に内臓破裂で虐待死。

(福岡県・福岡市)

・事件 7 福岡県田川市唯雅ちゃん虐待死事件(2019 年逮捕)

田川市で両親が当時 1 歳の男児に数十発エアガンを打ち込み、31 か所を骨折、71 か所にけがをさせた上、医師による治療を受けさせず、重度の低栄養状態による肺炎で死亡させた事案。児相は当時 3 歳の兄について頬に傷があるとの通報を受けながら、親が「遊んでいて壁にぶつけた」と話し虐待を否定したことから「虐待ではない」と軽信。警察にも連絡せず。母親が若年妊娠で、前年に次男が死亡、唯雅ちゃんは乳幼児健診未受診であったが、死亡する 4 ヶ月あまり前を最後に唯雅ちゃんを確認していなかった。児相は「虐待を疑わせる通報も特になかったことから、唯雅くんについて特別に掘り下げて聞かなかった」と釈明。

・事件 8 福岡県篠栗町翔士郎ちゃん餓死事件(2021 年 3 月逮捕)

児相と町が対応していたが、小学校が兄弟の顕著な体重減にきつき、母親となかなか会えずその友人が対応する、幼稚園を退所するなどかなり懸念される状況で、児相は県警からも通告を受け、心配した祖母が「孫は死なないですよ」とまで児相に何度も相談するも、虐待リスクを最も低いまま変えず、一度しか家庭訪問せず、警察とも連携せず、餓死。祖母は「児相を頼らず、玄関ドアを蹴破ってでも救いに行けばよかった」とコメント(2021 年 3 月 24 日産経)。

・事件 9 福岡市 18 歳少女長期監禁事件(2005 年保護)

福岡市で、少女が 18 歳になるまで母親に家に監禁され、小学校も中学校も一日も通うことができず、18 歳で自力で逃げ出しコンビニに助けを求め警察に保護された事件。学校、児童相談所は把握し、家庭訪問したが、母親から面会拒否され、警察に通報もせず、そのまま長年にわたり放置していた。

(岡山市)

・事件 10 岡山市真愛ちゃん虐待死事件(2022 年逮捕)

母親の交際男からの暴力が疑われる通報がありながら、母親に交際相手の確認をせず、自ら調査しないまま、警察に調査依頼もせず、母親の「ネグレクト事案」として対応していた。その後、母親と交際男が女兒を深夜墓地に連れ出し裸にして叱責するところを警察が保護し、警察から児相に「裸でたたせるのは異常」「母親と男が口裏を合わせて嘘をついていたことも発覚しているのでこのまま返すのは心配」「男からの報復がある可能性があり命が心配」「元々虐待家庭であり、(きょうだい)全員を保護してほしい」とまで通報するも、児相は虐待リスクを最も低いまま変えず、女兒一人を一時保護したのみで、それも 2 週間で解除し、家に戻す。その後も警察と連携せず、虐待死の 1 月前に家庭訪問するも、母親から「親戚の家に行っている」とうそをつかれ、それを真に受け、子どもと面会できなかつたにもかかわらず、4 ヶ月間も女兒の安全確認ができていないにもかかわらず、警察に連絡せず、そのまま放置し、虐待死に至らしめた。

- ・事件 11 岡山市 16 歳女子高生虐待死事件(2011 年)

母親が当時 16 歳の児童を裸にしてビニールひもで手や足を縛り浴室に立たせて監禁し、死亡させた事件。児相は、被害児童のあざやけがを確認し、「母から殴られた」「週に 2,3 回けがをするぐらいに殴られる」「手足を縛られた」「食事を十分に与えてもらえない」「家から出たい」との訴えを聞き、極めて悪質な犯罪行為でありながら、警察にも連絡せず、「緊急性は低い」と判断し、母親から自宅訪問を拒否されながら、警察にも連絡せずそのまま放置していた。

(いずれも、検証報告書、新聞記事等から要約)

## —縦割り対応の弊害—

### ①児相だけの対応では、得られる情報が少なく、親の言い分をうのみにリスク評価が甘くなる

- ・傷があっても親が「子どもが自分でぶつけた」と言えば「虐待なし」と判断
- ・住民等から虐待ではないかとの通報のあった案件の 80%を「虐待なし・緊急性なし」と判断し、警察と虐待案件を共有しない(東京都児相)

←親の言い分をうのみにせず、警察と案件を共有することで、親の虐待・DV での対応歴、子どもの迷子・家出の保護歴等警察の保有する情報を得る仕組みとし(その後警察がパトロール、家庭訪問等により得ることができる情報も含め)、より多くの情報に基づいて判断することとすれば、児相は虐待リスクをより正確に判断できる。

### ②1 つの機関だけで虐待リスクを判断しているので、構造的に甘いリスク判断に陥る

- ・「命が心配」などとまで警察から通報されても、傷やあざがあり、母から殴られた、週に 2、3 回けがをするくらい殴られるなど、極めて危険な案件であっても、最も低いリスク評価を変えず、緊急性がないと判断(岡山市児相)、「孫、大丈夫ですよ、死なないうですよ」と祖母から訴えられても(福岡県児相)、低いリスク評価を変えない
  - ・11 回家庭訪問して 2 回しか会えないにもかかわらず、リスク評価を変えず、親から面会拒否されたのに対して「親との信頼関係が重要」として警察にも連絡せず放置。子どもと面会できないことについての危機感がない(東京都児相)。
  - ・一時保護されていた女兒から「お父さんにたたかれたのは嘘、お父さんに早く会いたい、児相の人にはもう会いたくない」と書かされた文書を見せられ、父親に書かされたものだと認識しながら、特段の対応をせず(千葉県児相)
- ←警察等他機関と最新の状況を共有し、児相だけでなく、他機関の目で虐待リスクを判断することで、虐待リスクの甘い評価を回避できる

### ③児相だけでは一時保護解除家庭など虐待が危惧される家庭についても適切な頻度で家庭訪問できない。しかも、家庭訪問しても不在、親の面会拒否等をそのまま放置。

←警察と連携すればより多く家庭訪問でき、子どもの安否確認が可能に。特に一時保護解除家庭など虐待が危惧される家庭について警察が家庭訪問することで子どもの安全が確保できる(大阪府)。

←親が面会拒否すればそのまま放置。警察に連絡し一緒に家庭訪問すれば親は応じるので、直ちに子どもの安否確認ができる(高知県)。

### ④悪質な暴力事案でも警察に通報せず、虐待が継続・悪化

- ・「ゲーで頭を 10 回くらい殴られる、頭、背中、首をけられた、今も頭が痛い」と訴えても、乳児が骨折し病院から虐待が疑われると通報を受けても(千葉県児相)、傷やあざ

があり、母から殴られた、週に2、3回けがをすらくらい殴られるなどの事案でも(岡山市児相)、警察に連絡せず、その後虐待死に至らしめる。

←暴力親の子どもに対する悪質な犯罪行為に目をつぶる対応。警察に通報し、警察が逮捕あるいは逮捕に至らずとも警告していれば、暴力的な親に対するけん制として虐待の悪化を防ぐことができる。

### —全件共有と連携して活動する態勢の整備の進展—

高知県(平成20年)、大分県(平成24年)で、市町村の要対協実務者会議の場を通じて全件共有と連携しての活動が実現

←警察等の情報も得て虐待リスクをより正確に評価でき、甘すぎるリスク評価が改善

←面会拒否されれば警察に連絡し、一緒に家庭訪問することで子どもの安否確認可能(高知)

その後、多くの自治体で、2015年からの私どもの「児童相談所、市町村、警察の全件共有と連携した対応を求める要望活動」に応じていただき、あるいは自主的に「縦割り」解消の動きが進む

大阪、愛知、三重、岐阜、神奈川、埼玉、茨城、群馬、静岡、沖縄、北海道等全国半数程度の自治体は、児童相談所と警察との全件共有と連携しての活動を実現。多くの自治体で信頼関係が構築され、より進んだ連携が実現

### —それでも全件共有を拒否する自治体—

一方、東京、千葉県・千葉市、福岡県・福岡市・北九州市、岡山県・岡山市、兵庫県、鹿児島県、宮城県・仙台市、札幌市、香川県では、縦割りのまま対応し、虐待死に至らしめた事件を受け、シンクキッズから要望するも拒否。現在も、これらの自治体の児童相談所では一部の案件しか警察に知らせないままの対応を続ける。

(警察との情報共有、連携を拒否する児童相談所の理由—シンクキッズ代表後藤が要望した際、県庁担当課・児童相談所の職員から直接言われた主な発言)

○「虐待対応は福祉であるべきで福祉機関である児相は警察と連携してはいけない」

←児相独自のドグマで、一般社会の常識に反し、児相だけで対応し子どもの命を救えないことを、理解不可能な理屈で正当化するもの。子どもを救うことが最優先でなく、自分たちだけで対応しそれで救えなくとも問題ないとする考え。虐待されている子どもたちにこんな説明ができるのか。直ちに改められるべき。

○「虐待には程度があり軽い虐待は警察と連携する必要はない」

←1、2回の家庭訪問で虐待リスクの正確な判断など神ならぬ人間の身で不可能。自ら何度も虐待リスク評価を誤り虐待死させている事実を無視するもの。

○「警察と連携すると虐待親が嫌がる」

←悪質な犯罪に当たる虐待をしている親ほど警察に知られることを嫌がることは当然。そんな虐待親の身勝手な要望に応じてどうする気か。犯人隠避とも、子どもを見殺しにするとはいえる行為。

○「警察と連携すると虐待親からの通報が減る」

←早くから全件共有を実施している高知、茨城ではそんな傾向は見受けられないと厚労省に報告(末尾資料1)。他の自治体でも同様。連携を拒否する根拠のない言い訳。

### 3 着実に進む連携

三重県、岐阜県、大阪府その他の多くの自治体では、着実に連携が進展。

#### ○全ての案件につきリアルタイムで最新の状況を共有

埼玉県・さいたま市、三重県では、児童相談所のデータベースに警察がアクセスし、全ての虐待案件につきリアルタイムで最新の状況を共有

#### ○複数機関が同一拠点の近接性を生かした多角的連携を実現

岐阜県では、児童相談所、岐阜市、警察が同一事務所に勤務し、通告があると直ちに合同緊急受理会議を開き、様々な視点から同時にリスク評価を行って合同で児童の安全確認を行うなど、関係機関の緊密な連携により、重大事案の見過ごしや情報断絶を防止

#### ○児相の虐待リスクの評価をより正確にするため、児相に警察の保有する情報を提供

大阪府では、警察が児童相談所から連絡を受けたすべての案件をチェックし、過去の取扱い歴等危険な情報を児童相談所にフィードバックし、児童相談所のリスク評価をより正確なものに。

#### ○虐待家庭に警察が家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導

大阪府では、児童相談所と連携の上、一時保護解除家庭等虐待の継続が危惧される家庭につき、独自で又は児相と一緒に家庭訪問し、子どもの安否確認を実施

一方で、警察の課題も多い。

○警察が通報を受けた案件を児童相談所に通告した後は、児童相談所に任せっきりのことが多い。

←三重県のような警察と児相が常時最新の状況を共有できるシステムを導入することで、警察も危険な案件につきリスクの変化を見逃さず、連携して対応できる態勢とする必要(現状は警察から問い合わせない限り、最新の状況が分からない)

○警察がリスクが高いと判断した案件についても、児相に任せっきり。

・「命が心配」とまで警察から児相に通報しながら、その後特段の連携をしていない(岡山市真愛ちゃん虐待死事件)

・車中に幼児2人を放置していた母親を警察が注意し、誓約書までとり、児相に通告した案件につき、児相が対応しないままであったにもかかわらず、警察から児相にその後の対応状況の問い合わせもせず、その3週間後に、車中に放置し熱中死に至らしめる(厚木市車中放置2児熱中症死事件)。

←警察がリスクが高いと判断した案件は、児相に任せっきりにせず、リスク評価が甘いまま、あるいは何も対応していない場合には、警察から連携して対応するよう強い働きかけが必要

○一時保護解除家庭といった危険の高い案件についても、児相のみで対応していることが多くみられる。

・施設入所していた2歳男児を家庭に戻したが、母親が面会拒否し、3週間に虐待死。児相から警察に連絡はなかった(神奈川県本年2月逮捕)。

←一時保護解除事案については、警察は児相から必ず連絡を受けるようにし、児相、市町村、警察が連携し、より適切な頻度で家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導をより頻繁に行う態勢とする必要

#### 4 関係機関が信頼関係を構築しベストの力で子どもを守る態勢の整備を一こども家庭庁への期待

すべての虐待案件を共有し連携しての活動を続けることにより、互いに相手の業務の理解が進み、信頼関係が構築され、試行錯誤を続けながら子どもを守るためにベストの取組を求め、協力して取り組んでいくことが重要。

←「児相は警察と連携していけない」とのドグマを持ち続け、縦割りに固執する限り何も変わらない。こども家庭庁から縦割りに固執する自治体への指導が必要

- ・最低限必要なすべての虐待案件の共有
- ・常時リアルタイムで最新の状況を共有できる情報システムも不可欠
- ・虐待リスクの評価が甘くなる危険を回避するため、複数の目で虐待リスクを評価する態勢が必要
- ・面会拒否、長期間学校欠席（「親戚の家に行っている」は嘘）等子どもの安否を確認できない場合は直ちに警察に連絡し、警察と連携して子どもの安全確認
- ・一時保護解除は警察に連絡し、警察と連携して子どもの安全確認
- ・警察はリスク大と判断した場合には、躊躇なく児童相談所と協議し、必要な場合には、虐待リスクを見直したうえ、合同しての家庭訪問・一時保護等により、子どもの安全を確保する取組が必要

（一段と進んだ連携の仕組み）

岐阜市のように、児相、市、警察が同じ事務所に勤務し、通報の受理、合同しての複数の目でリスク評価、合同しての家庭訪問に至るまで、合同して対応する態勢の整備は極めて効果的。多くの都市で岐阜市のような態勢の整備が望まれる。

「縦割りの解消」を組織目的とすることこども家庭庁が指導力を発揮して、自治体の縦割りを解消し、関係機関が連携してベストの力で子どもを守る態勢を整備することが必要。



## テーマ2 子どもを性犯罪から守るための法整備について

### 1 子どもに対する性犯罪・性的虐待の現状

子ども(18歳未満)に対する性犯罪の認知件数(2022年)  
強制性交等 524件 (うち監護者性交等 82件)  
強制わいせつ 1,654件

子どもに対する特別法犯の検挙件数(2021年)  
児童福祉法 135件  
児童買春・児童ポルノ禁止法 3,596件  
出会い系サイト規制法 60件  
青少年保護育成条例 2,426件

警察の性的虐待事件の検挙件数 365件 (虐待の総検挙件数 2,181件) (2022年)  
児童相談所の把握した性的虐待件数 2,247件(2021年度)

#### ※性犯罪一般の特徴

- ・多くが警察に通報されず、実際には把握されているものより膨大な被害が発生
- ・被害者は、加害者と面識のない人だけがターゲットとなるのではなく、実の子ども、教  
子、友人、部下・同僚等加害者を信頼している人々がしばしば被害者となる  
←父親による性的虐待、教師、保育士、学童保育施設職員、スポーツ指導者、学習塾講  
師等「親密な者」による性犯罪も多い  
←性犯罪者は自分が逮捕されないよう被害者を選ぶ
- ・特に「親密な者」による性犯罪は被害児童が訴えにくいと、長く潜在化し、被害も繰り  
返し長期間に及び、被害児童の精神的ダメージは極めて大きいものとなる
- ・男子が被害者となるケースも多い

#### (1)家庭における性的虐待

警察の性的虐待事件の検挙件数 365件 (2022年)  
児童相談所の把握した性的虐待 2,247件(2021年度)

○実父等により家庭内で行われる性虐待が発覚する割合は極めて低いこと、わが  
国の性犯罪の被害者が警察に被害の届け出をする割合は約1割程度とされ(宮地尚  
子「性暴力とPTSD」ジュリスト1237号19頁)、子どもが被害者である性的虐待はこれ  
をはるかに下回ると推測され、外国の調査では、性的虐待は3～4人に1人の女子、5～6  
人に1人の男子に起きていとされている(森田ゆり「子どもへの性的虐待」7頁)ことな  
どから、日本では性的虐待のかなり多く(とくに思春期以前のもの)が報告されないままに  
なっているものと推測。最近では、インターネットに大量に出回っている児童ポルノの画像  
が、家庭で父親からとられたと思われるものが多数見受けられ、家庭での性的虐待の拡大を  
物語っている。

#### (2)「親密な者」による性犯罪

—教師、保育士、児童相談所職員、学童保育施設職員、シッター、学校ボランティア、スポー

## ツ指導者等面識のある「子どもと接する業務に従事する者」あるいは「子どもと親密な者」による性犯罪

### (特徴)

- 子どもが信用し、警戒しない、親も信用する
- 二人っきりになりやすい、二人っきりになっても周りが警戒しない
- スポーツ指導者の場合、レギュラー選手の選抜等強い立場にあることを利用
- これらの団体が性犯罪被害防止対策を講じていない
- 親が明るみにすることをあまり好まない、
- 被害を訴えても、学校、学童保育施設、スポーツ団体などが十分な調査をしない、隠ぺいする、処分をしても甘い処分、公表せず、再発防止策も講じない
- 小児性虐待者がこれらの業務に入り込み、子どもへの性犯罪を繰り返す
  - ・小学校で男児に対する性犯罪で逮捕された男は、「男児へのわいせつ目的で4、5年前から3つの特別支援学校や特別支援学級でボランティアした」と供述(2010年8月1日朝日新聞)
  - ・学童保育施設で女子児童にわいせつな行為をしたとして強制わいせつで逮捕され男は施設を解雇されたが、その後に同様の施設で勤務
  - ・ベビーシッターで子どもへの性犯罪で逮捕された男は、以前ボランティア団体に所属し、キャンプに参加した男児へわいせつ行為でも逮捕。
- 教師や保育士を性犯罪で懲戒免職とされ、あるいは自主退職した者がこれらの業務に入り込むおそれ

### (3)面識のない者による通学路等における子どもに対する性犯罪

(事例)1990年11月、女兒への強制わいせつ罪で有罪判決を受け執行猶予中の男が、新潟県三条市で下校中の当時小学4年の女兒を誘拐し、自宅に9年監禁した事件。男は、1989年6月に同じく下校中の9歳の女兒を空き地に連れこみ、性加害を企てたが逮捕され、懲役1年執行猶予3年の有罪判決を受けていた。裁判では保護観察はつかず、警察は男を「前歴者リスト」に登録していなかった。

(事例)2004年11月、幼女への強制わいせつ事件を複数起こし、実刑判決を受けたことがある男が、出所後、奈良市で下校中の当時小学1年の女兒を誘拐し、自宅に連れ込み殺害した事件。

(事例)2018年5月、女兒多数への傷害、殺人未遂等で服役中の男が2004年に岡山県津山市で下校中の当時の女兒を殺害したとして逮捕された事件。男は、2000年に女兒6人への強制わいせつ、暴行で執行猶予付き有罪判決を受け、2004年には少女5人への傷害事件で実刑判決を受け、出所後の2015年5月に帰宅途中の中学3年女子に殺人未遂で有罪判決を受け服役していた。

## 2 問題点

### (1)海外の取組

①性的虐待に対しては、子どもは保護され、行為者である父親等への刑事責任が積極的に追及されている。

②「親密な者」による性犯罪から子どもを守るため、性犯罪前歴者を「子どもと接する業務」につかせないように、これらの業務に雇用しようとする場合には、前歴を調査する法制度が整備（いわゆるイギリスのDBS法-末尾資料2）

③通学路等での連れ去り、性犯罪から子どもを守るため、性犯罪で服役した人物が出所した場合には、住居を警察に届け出ることが義務付けられ、州によってはインターネットで公表する制度が整備（いわゆるアメリカのメーガン法）

## (2) 日本の取組

①性的虐待でも、児童相談所が家庭再統合の理念等を理由とし、子どもを一時保護せず加害者である父親等との同居を継続させるケースや警察に連絡しないケースも少なからずあるといわれている。また、警察による検挙件数も少ない。

②「親密な者」による性犯罪から子どもを守るための法律は、海外に比してほとんどない。わずかに下記の制度があるくらい。

ア 2022年4月に施行された「教員による性暴力禁止法」により性暴力により懲戒免職となった教員の復職要件の厳格化、国により性暴力で免許が失効した者のデータベースの整備への処分等がなされるようになった。なお、学校教育法、地方公務員法で禁固以上の刑に処せられた者等は教員になることはできないという欠格事由が定められている。

イ 2021年から、わいせつ事件を起こしたベビーシッターの氏名をインターネットで閲覧できる制度が実施された

③通学路等での連れ去り、性犯罪から子どもを守るための法律はない。ただし、条例ないし行政の取組として次のような対策が取られている。

ア大阪府子どもを性犯罪から守る条例では、子どもに対する誘拐や性犯罪の前兆的な行為である「声かけ行為」等を規制し、性犯罪出所者に知事への届け出を義務付け

イ 2005年から、法務省から、性犯罪受刑者の出所及び住所情報を法務省から警察庁へ提供する制度が実施

## 3 必要な対策—子ども家庭庁への期待

### (1)性的虐待からの子どもの保護の徹底

①性的虐待については、加害者である父親等と同居を続けることは、性的虐待の継続が続くおそれが強いことから、被害児童が非加害親（母親）と家を出る、父親が自主的に退去するなど物理的に隔離されていない場合には、一時保護することを原則とするべきでないか。また、DV防止法の退去命令のような加害親を住居から退去させる制度の創設も検討すべきでないか

②児童相談所は性的虐待についてすべて警察に通報し、少なくとも警察に通報することなく処理する対応は改めるべきではないか（学校、保育所、学童保育施設、スポーツ団体等他の組織・団体も同様、子どもに対する重大な犯罪を犯した者につき内々に処理する対応は改めるべきでないか。）。

### (2)「子どもと接する業務に従事する者」による性犯罪から子どもを守るための法律—「子ども性被害保護法」(仮)—の制定

(内容)

①性犯罪前歴者等を子どもに接する業務に就けさせない制度の創設（いわゆるDBS法）

具体的な案としては、  
ア性犯罪で有罪の確定判決を受けた者(懲戒免職となった者らを含む)は、犯罪ごとに定める一定期間、学童保育施設・児童養護施設職員、シッター、学校ボランティア、学習塾講師、スポーツ指導者等子どもに日常的に接する業務(法律・政令で範囲を定める)に従事してはならないこととする。  
イこれらの業務を営む事業者・スポーツ団体は雇用(有償無償を問わない)、会員、指導者として登録する際には国に性犯罪の前歴等につき確認しなければならないこととする  
など。

②これらの職場における性犯罪防止対策の義務付け一国が指針を策定

- ・原則として他から見えない場所で子どもと二人きりにならない、
- ・子どもの送迎車にはドライブレコーダーを装備
- ・死角となりやすい場所には防犯カメラを設置
- ・子どもとのメールのやりとりは原則禁止、
- ・子ども、保護者から性被害の訴えがあったときは部内でうやむやにせず警察に連絡、事実解明は警察に委ねる、など

③学童保育施設・児童養護施設、シッター派遣会社、学習塾、スポーツ団体等は、所属する職員・講師・指導者らによる性犯罪が判明した場合には、懲戒処分により免職、除名するなど再び子どもと接することができないような措置を講ずる

### (3) 通学路等における子どもに対する性犯罪

①通学路、公園等への防犯カメラの増設

②通学バスの普及

③性犯罪出所者の居住先につき警察が把握する制度の創設

インターネットで公表することはともかく、せめて警察が一定期間居住地を把握することぐらいは必要ではないか。大阪市子どもを性犯罪から守る条例では知事への届け出義務が規定されている。

上記の対策は、いずれも多くの省庁にまたがり、関係する業界も多岐にわたることから、内閣の司令塔たることも家庭庁による取り組みが期待される。

(参考資料1)

学童保育施設等、スポーツの場における子どもへの性犯罪の事例について(新聞報道等から引用)

[児童相談所職員によるもの]

○2021年5月、横浜市の児童相談所に一時保護されていた女子中学生にみだらな行為をしたとして児童相談所職員を児童福祉法違反(淫行させる行為)で逮捕、同じ児童相談所職員を見相で知り合った女子高生に対するわいせつ行為で青少年保護育成条例違反で逮捕。

○2019年7月、福岡市の児童相談所職員が一時保護中の女子中学生にわいせつな行為をしたとして、青少年健全育成条例違反で逮捕

○2019年8月、仙台市の児童相談所職員が、一時保護されていた未就学の女兒2人下半身を触らせるなどし強制わいせつ罪で逮捕。なお、4月に保護者から児童相談所に通報があったが、仙台市は児童と接する業務から外したが、逮捕までそのまま勤務させていた。

[学童保育施設等におけるもの]

○2020年12月、神奈川県学童保育施設で女子児童にわいせつな行為をしたとして、同施設で勤務し児童らと日常的に接する仕事をしていた男を強制わいせつの疑いで逮捕。男は人目につかない場所に女兒を連れて行き、わいせつ行為をしたという。男は施設を解雇されたが、その後同様の施設で勤務していた。

○2020年10月、東京都の知的障害児向けの学童施設で小学生の女兒に十数回繰り返し性的暴行を加えるなどしたとして、施設に勤務していた男を強制性交等と強制わいせつ、児童買春・児童ポルノ禁止法違反(製造)の疑いで逮捕

○2017年5月、千葉県船橋市で、盗撮用カメラを仕掛けようと勤務する学童保育施設のトイレに忍び込んだ男を逮捕。同市に採用される前は、県内の他の三つの市で同様の仕事に就いていた。

○2016年5月、熊本市内にある児童預かり施設で小学校低学年の女兒にキスをしたとして、強制わいせつ容疑で同市の非常勤職員の男を逮捕

○2016年5月、新潟県内の学童保育の団体行事で訪れた宿泊施設で、行事に参加し就寝中だった女兒の服を脱がせ、体を触るなどした女兒の体を触ったとして学童保育施設に勤務していた男を強制わいせつの疑いで逮捕

○2013年から2015年にかけて、茨城県で学童保育所経営の男が、学童保育所に通っていた13歳未満の男児13人に対し学童保育所、送迎の車の中で74回にわたりわいせつな行為をし、その様子を撮影していたとして逮捕

○2014年1月、横浜で障害児の学童保育を行うNPO職員の男が、送迎の車の中で11歳女の子の下半身触りその様子をスマホで撮影したとして逮捕

○2014年1月、札幌で学童保育所元指導員の男が、夏休みのイベントで引率員としてキャンプ場で宿泊した際、9歳女の子の下半身を触るなどしていたとして逮捕

○2012年1月、新潟県の学童保育施設で勤務していた男が、団体行事に参加し、宿泊施設で就寝していた女の子を就寝中に服を脱がせ、体を触わるなどしていたとして逮捕

[小学校のボランティアや補助員に応募してきた者によるもの]

○2019年、東京都内の小学校で悩み相談を受けるボランティアだった男が、男子児童の自宅を訪れわいせつな行為をしたとして、逮捕

○2012年、大阪市教育委員会の非常勤嘱託職員が学校支援ボランティアの訪問先で児童へのわいせつ行為で逮捕。この男は大学生時代にボランティアで参加した野外活動中にも同様の行為をしたとして強制わいせつと児童ポルノ禁止法違反（製造）で逮捕されていた。

○2011年、横浜市内の小学校から小学生の男児を連れ去ったとして、小学校で行われた行事のボランティアの一員として参加していた男を逮捕。

○2010年、神戸市の小学校で支援学級の補助員になった男が、教室で男児に対するわいせつ行為で逮捕。

○2010年、兵庫県西宮市の小学校で、自然学校に随行する有償ボランティアの指導補助員に応募してきた男が、男児多数に対するわいせつ行為で逮捕

○2010年、横浜市の小学校で、教員志望で教育ボランティアになった大学生の男が、女の子に対するわいせつ行為で逮捕

[ベビーシッター業務におけるもの]

○2020年、ベビーシッターマッチング業者大手に登録する男のシッター2名が保育中の子どもにわいせつ行為をしたとして逮捕。一人の男は、ボランティア団体に所属し、キャンプに参加した男児へわいせつ行為で逮捕されていた。

○2014年3月、自称保育士の男が、インターネットの仲介サイトを利用して兄弟の男児を母親から預かり、兄を死亡させた。男は、それ以前預かった子どもの裸を撮影するなどしていた。殺人罪、児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）で懲役26年の判決

[スポーツ指導の場におけるもの]

○2021年8月、大阪府で高校の野球部のコーチが、複数の男子部員にわいせつ行為をしたとして逮捕

○2021年2月、滋賀県でスポーツ教室の指導者が、練習開始前に女兒を屋外に連れ出し、キスをするなどのわいせつ行為をしたとして逮捕

○2019年8月、栃木県の旅館で、合宿に来ていた女子中学生のサッカーチームのコーチの男が脱衣所に小型カメラを設置して盗撮しようとしたとして県迷惑行為医防止条例違反で逮捕

○2019年2月、札幌市でスポーツ少年団におけるミニバスケットボールの指導者の男が小学生女兒にキスするなどして強制わいせつ罪で逮捕

○2018年、沖縄県でスポーツクラブの元コーチが、複数の女子中高生のクラブの選手に対して、マッサージを装い体を触ったなどとして準強制わいせつ罪で逮捕

○2016年、千葉県で、スポーツのコーチが、スポーツ施設内で教え子の少女に胸を露出させ、スマートフォンで撮影して画像6枚を保存。その前年には、合宿をしていた同施設で深夜にみだらな行為をした。別の少女にも同月、施設内でみだらな行為をした。判決で「常習性が高く悪質。大会に出場する選手の選抜をはじめ、事業運営のほぼすべてを一任されており、強い影響力を持っていた立場を利用した」と非難されている。

## テーマ3 被害児童が専門的な治療を受けることができる態勢整備

### 1 虐待・性犯罪が子どもに与える深刻な影響と専門的な治療・ケアの必要性

虐待を受け、十分な食事や栄養が与えられない場合などには身体的発達が遅れ、頭の殴打、強く揺さぶられるなどの頭部への外傷により知的発達に遅れが生じることがあり、虐待を受け続けた心理的な影響によっても、身体的、知的な発達に悪影響が及ぶこともある。さらに、虐待が終わった場合にも、次のような、生涯にわたり心に大きな問題が残る場合がある。性犯罪被害を受けた場合も同様の問題が生じうるとされている。

心に傷（トラウマ）が生じ心に様々な問題が起こる

- 虐待されたことを繰り返し突然に思いだし、苦痛を感じる（侵入性症状群）。
- 虐待に関連する事項、人、活動などを回避し、記憶が抜け落ちる（解離性健忘）、まるで別人になってしまったかのようにふるまう（解離性同一性障害）など（回避・麻痺性症状群）。
- ささいな刺激で非常に激しい怒りを持ち、その怒りを暴力的衝動や破壊的行動で表現したり、あるいは自分自身の体を傷つける自傷行為に走ったりするなど（過覚醒症状群）。

そのほか、幼少期から本来愛されるべき親に虐待を受け続けたために、劣等感や無力感をもってしまい、思春期以降問題行動や心身の健康課題が起こる場合もあると指摘されている。

※あいち小児保健医療総合センター調べでは、平成23年10月までの10年間に虐待を受け精神疾患の疑いで受診した1歳から18歳までの1110人について、診断が確定した精神疾患の内訳は、解離性障害が523人、反応性愛着障害が453人、心的外傷後ストレス障害(PTSD)が358人、非行(行為障害)が281人され、性的虐待に限ると他の虐待に比べ解離性障害とPTSDの発症率が約2倍に、非行は2.5倍となっている(読売平成24年7月22日)

被害を受けた子どもたちの苦しみ、生きずらさを少しでも軽減するため、精神科医等の専門家がこのような心の傷の治療に取り組む必要がある。

### 2 問題点

- (1)専門的な医師が少ない
- (2)医療機関としても採算性が難しく、そのような施設は少ない。
- (3)被害児童や保護者がそのような専門的病院がどこにあり、専門医がどこにいるか、知ることができない(周知されていない)
- (4)児童相談所や警察、児童養護施設等被害児童と接する機関により、どの程度、被害児童が専門医の治療を受けるようになっているか不明
- (5)子どもの治療費は多くの自治体では無償となされつつあるが、医療行為に当たらないとされるカウンセリング費用は自己負担となっている。

※警察による犯罪被害者に対する一部公費負担制度



犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングをうけた場合に、申請を受けた警察が公費負担ができる制度。本制度を利用して、令和3年度には、298人に、2033回のカウンセリングが実施(性犯罪以外の者も含む)。また、警察部内の臨床心理士のカウンセリングを受けることもできる。

※「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」最終とりまとめ(平成25年1月)では、犯罪被害者等が長期にわたり精神的な苦痛を負っており、その回復のための心理療法・カウンセリングの有用性が認められることから、これらの医療・カウンセリングを公費で負担する制度の構築が検討されたが、見送られた。

### 3 求められる対策と子ども家庭庁への期待

#### (1) 専門医、専門病院の増加

#### (2) 性虐待等深刻な虐待、性犯罪被害を受けた子どもが「心の傷(トラウマ)」の治療・カウンセリングを受けることができる態勢の整備

##### ① 被害児童を把握した関係機関の専門的な医師等への連絡

児童相談所、児童養護施設、児童自立施設、配偶者暴力支援センター、警察・被害者支援団体 病院・学校等の関係機関は、虐待等を受け治療・カウンセリングが必要と考えられる子どもを把握した場合には、専門的な知識・経験を有する医師・臨床心理士につなぐ制度

##### ② 被害児童本人、保護者からの容易なアクセスの確保

被害児童本人、保護者は、専門的な知識・経験を有する医師・臨床心理士に容易にアクセスすることができる態勢

①、②いずれの場合も、治療費、カウンセリング費は無償とすることが必要。

##### ③ 上記を受ける専門的な医師や心理職等の育成とネットワークの整備

地域ごとに、①、②の通報、アクセスを受け付ける専門的な医師、臨床心理士等のネットワーク、窓口の整備が必要※。

##### ④ 長期にわたる安定した関わりが必要

一度、トラウマを受けた児が成長の過程で信頼できる医療者と安定した関係性を築くことが重要であり、長期にわたる支援体制が不可欠。

※警察に届け出が出された被害については、警察から上記の公費負担制度により、専門医等につなぐことが制度上可能になっているが、膨大な暗数のある性虐待・性犯罪の被害者全体から見れば、本制度の利用は一部と推測される。

※各都道府県では、関係機関がネットワークを構築し、連携して被害者への対応に当たる「性犯罪ワンストップセンター」が設置され、被害直後の対応、産婦人科医との連携はかなり取り組まれている。一方、中長期的なトラウマの治療等を行う精神科医との連携については、各地で取り組まれているようであるものの、果たして、どの程度の被害児童が専門的な治療・カウンセリングを受けることができているかは不明。一部に過ぎない可能性が高い。

そのため、上記の取組に実効性を持たせるためには、上記制度の大々的な周知と予算の裏打ちがある制度の創設が必要でないか。たとえば、

- ・上記の性犯罪被害者に対する警察による公費負担制度の周知と予算の拡大  
各機関のHP、高校、大学等での学生へのパンフレットの配布  
多くの被害者の利用に対応できるための予算の拡大
- ・自治体の関係機関と精神科医等との有効なネットワーク構築に要する経費の補助
- ・専門的な児童精神科医、臨床心理士の増加

(3)虐待経験を受けたこどもを見守る温かい環境が必要であり、虐待は保護して終わる問題ではないことから、虐待などの小児期の逆境体験(Adverse Childhood Experiences)が長期にわたる課題をもたらすことをもっと社会が認識する必要性。(社会全体の問題としてとらえる必要性)

上記各対策は、これまで置き去りにされてきた被害児童の苦しみを軽減するための取組であり、こども家庭庁が最も力を入れるべき施策であり、こども家庭庁のリーダーシップで一日も早く実現することが期待される。

NPO 法人シンクキッズ

一子ども虐待・性犯罪をなくす会

<https://www.thinkkids.jp/>

# 児童相談所と警察の児童虐待事案に関する全件情報共有の取組

○ 児童相談所と警察の情報共有の状況について調査した結果、児童相談所が受理したすべての児童虐待事案について警察と情報共有していると回答した自治体を対象に、個別ヒアリング調査を実施。

		茨城県	愛知県	高知県	大分県
開始時期・根拠		平成30年1月～ ・覚書・付属文書に基づき実施	平成30年4月～ ・協定、申合せに基づき実施	平成20年4月～ ・死亡事案の再発防止策として運用で実施（明文規定なし）	平成24年4月～ ・虐待死事件を受けて策定した再発防止策に基づき実施
情報提供時期・方法	重篤な事案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都度個別に情報提供、援助要請等を実施</li> <li>※重篤な事案の基準は、覚書の付属文書に規定し、明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都度個別に情報提供、援助要請等を実施</li> <li>※重篤な事案の基準は、警察との申合せにより明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都度個別に情報提供、援助要請等を実施</li> <li>※重篤な事案の基準に関する明文規定なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都度個別に情報提供、援助要請等を実施</li> <li>※重篤な事案への対応については、ガイドラインで明確化</li> </ul>
	重篤な事案以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回、前月分を取りまとめて県担当課から警察本部担当課へ情報提供</li> <li>・県内ネットワークシステムにより、警察本部担当課へデータを送信</li> <li>・警察では受領した情報を県警システムに取り込み、その一部について警察署で閲覧できるようにしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回、前月分を取りまとめて県担当課から警察本部担当課へ情報提供</li> <li>・USBメモリにデータを保存し、媒体を直接手交</li> <li>・警察では受領した情報を警察署管轄地域ごとに分割し、各警察署へ提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（高知市）</li> <li>・月1回、市の要対協新規ケース連絡会において共有</li> <li>・市・児童相談所の全ての新規受理ケース及び継続対応ケースについて、一覧表（紙媒体）で提供し、警察を含む関係機関で進行管理（全市町村）※高知市含む</li> <li>・月1回、児童相談所からケースを管轄する市町村、警察署、県福祉保健所へ郵送により一覧表を提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回、市町村の要対協実務者会議において共有</li> <li>・児相と市町村が受理した全虐待ケースを登載した「共同管理台帳」（紙媒体）により警察を含む関係機関で進行管理</li> <li>・継続ケースについても毎月状況を更新し、共有</li> <li>※全ての市町村の実務者会議に警察も参加</li> </ul>
重篤な事案以外について提供する情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの氏名、生年月日、市町村名、状況等</li> <li>・各児童相談所が受け付けた全ての虐待案件（警察から通告されたものは除く）</li> <li>・一覧表をエクセルファイル、PDFファイルに取りまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの氏名、生年月日、市町村名、受付経路、状況、虐待種別等</li> <li>・各児童相談所が受理した全ての児童虐待通告</li> <li>・一覧表をエクセルファイルに取りまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの氏名、生年月日、住所、虐待種別、リスクランク（危険度）等</li> <li>・各児童相談所が受理した全ての児童虐待事案（高知市の「新規ケース連絡会」は、中央児童相談所と高知市が受理した全ての児童虐待事案）</li> <li>・一覧表を紙媒体に出力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの氏名、生年月日、世帯の状況、支援状況（方針・格付、関係機関の役割分担等）</li> <li>・各児童相談所、各市町村が受理した全ての児童虐待事案</li> <li>・一覧表を紙媒体に出力</li> </ul>

# 児童相談所と警察の児童虐待事案に関する全件情報共有の取組（続き）

	茨城県	愛知県	高知県	大分県
メリットと感じていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来懸念されてきたケースワークへの支障や通告・相談数の減少傾向は見られない</li> <li>・児童相談所ごとの情報提供基準の均一化</li> <li>・提供用の一覧簿を児童相談所の児童虐待事案受付簿を兼ねるよう様式を統一したことで、業務負担の増加を低減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の目で確認することにより、早期対応・重篤化防止が図れる</li> <li>・個別状況についての早期の警察への情報提供の意識付けにつながる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協の会議の場での情報共有により、支援の進捗状況や評価の見直しについても関係機関と協議して行うことができる</li> <li>・取組開始から約10年経過するが、児童相談所が警察に全件情報提供することで通告をためらうといったクレームや意見は特にない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協の場での情報共有により、関係機関相互の役割分担・具体的支援の明確化ができ、支援の漏れ防止、適切な進行管理が図れる</li> <li>・児相が要対協を支援し、市町村における事案の抱え込み防止、関係機関を含めた複数の目による確認を図る</li> </ul>
デメリット・課題と感じていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談対応件数が多い自治体で同様の取組では負担が大きいのでは。</li> <li>（H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：2,038件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結後、2か月であることもあり、特に問題はない。</li> <li>なお、事務的には、現状、警察へ提供データの抽出作業を職員が行っており、作業が煩雑である。</li> <li>（H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：4,297件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待通告件数が多い自治体で同様の取組では負担が大きいのでは。</li> <li>・共有対象のデータは手作業で更新している。</li> <li>（H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：291件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協調整機関における毎月の更新作業が負担</li> <li>（H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：1,230件）</li> </ul>
警察との連携の強化のための取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、県教育委員会、警察本部の三者による覚書締結</li> <li>・警察と協議により、児童虐待について個別に提供する情報の明確化、全件情報共有を内容とする取扱要領の策定</li> <li>・覚書等策定に当たっての警察本部との継続協議</li> <li>⇒個別事案への対応に関する警察との協議・申入れ、警察と合同研修の充実等の機会増加などにつながった</li> <li>・現職警察官・警察官OBの児相への配置等人事交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所と警察の情報共有・情報の適正管理について協定を締結して明文化</li> <li>・全件情報共有と深刻な児童虐待事案の速やかな情報提供等について申合せ</li> <li>・協定締結に当たっての児童相談所側、警察側それぞれの研修・周知の実施</li> <li>⇒個別事案についての早期の情報提供、安全確認のための同行訪問の実施等の連携強化につながった。</li> <li>・検察・警察・児相三機関連携協議会の開催</li> <li>・警察と児相の合同訓練の実施</li> <li>・警察官OBの児相への配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協の枠組みを活用し、関係機関がケースの進行管理を行う取組が浸透していることから、警察署と児童虐待対応に関する連携が図られている。</li> <li>・児童相談所と警察の合同研修の実施等により、連携を強化している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の要対協実務者会議を毎月1回行い、警察も含めた関係機関の間の情報交換が円滑に進められ、複数の機関の視点を踏まえた援助方針の決定が行えている</li> <li>・児童相談所と警察本部担当課との連絡会、連携強化研修等の開催</li> <li>・現職警察官（再任用）の配置（中央児相）</li> </ul>

## 1. 施策の目的

- こども家庭庁では、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）に従い、「教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討を進める」こととしている。

※ DBSとは、英国の制度であり、Disclosure and Barring Serviceの略。英国においては、こども等との定期的な接触を伴う特定の職について、有罪判決等の情報を基に、就業禁止リストへの記載を決定するなどした上、ある就労希望者がそのような職に就くことができないこと又は不適切であること等に関し、雇業者に情報を提供している。

- この検討に必要な基礎資料等を得るため、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）に関し、
  - ・ 事務作業を确实・効率的に実施するための情報システム・体制等の環境の整備に関する調査研究
  - ・ 海外における先駆的な類似制度の調査研究などを行う。

## 2. 主な施策の内容

### (1) こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）に係る環境整備に関する調査研究

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）において必要となるであろう事務作業（申請の受付、応答等）を确实・効率的に実施するための情報システムや体制を始めとする環境の整備に関する調査研究を実施する。

### (2) 海外における類似制度の調査

先駆的な諸外国の類似制度における法制度・運用の概況、現状の課題等について、調査研究を実施する。